

# 住み慣れた地域で暮らし続けるために 積極的に取り組みます

2・3面では、墨田区高齢者福祉総合計画・第6期介護保険事業計画「中間のまとめ」の概要をご紹介します。内容についてのご意見を、ぜひ、お寄せください。

【問合せ】高齢者福祉課相談係 ☎5608-6920

介護保険課管理・計画担当 ☎5608-6924

## 墨田区がめざす 地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムとは、介護が必要な状態になっても入院や在宅療養等を通じて、医療・介護・予防・住まい・生活支援の5つのサービスを一体的に受けられる支援体制のことです。

### 地域包括ケアに向けた5つの取組

#### ①医療と介護の連携強化

在宅医療・介護サービス情報を関係機関で共有し、訪問看護や訪問リハビリテーションなどのサービスを充実します。

#### ②介護サービスの充実

24時間対応の定期巡回・随時対応型訪問介護看護をはじめ、在宅サービスや地域密着型サービスを充実します。

#### ③介護予防の推進

できる限り要介護状態とならないための予防と、重度化の防止に取り組みます。

#### ④高齢期になっても住み続けることができる住まいの整備

高齢者が体の状態に応じて、一般住宅から高齢者向け住宅、福祉施設など、自分に合った住まい方を選択できるしくみづくりを進めます。

#### ⑤多様な生活支援サービスの充実

認知症高齢者や、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯の増加を見据え、様々な生活支援サービス（見守り、配食、買い物等）を充実します。

### ■地域包括ケア会議の充実

区内にある8つの高齢者支援総合センターでは、民生委員、専門機関、医療機関、地域の団体、事業者などが参加する「地域包括ケア会議」を開催し、ネットワークづくりや地域の課題解決に向けた取組を行っています。

今後は、地域包括ケアシステムのしくみづくりを本格的に進めるため、区主体の会議も開催していきます。

### 平成27年度介護保険法の改正

新しい介護予防・日常生活支援総合事業が創設されるほか、費用負担の公平化などが図られます。法改正の概要については、厚生労働省のホームページ(2014年2月25日開催の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000038295.html>)をご覧ください。

## 平成28年度から実施します！新しい介護予防・日常生活支援総合事業

下図のとおり制度の見直しがあり「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」が創設されます。

要介護1以上の方については、介護給付(訪問介護等のサービス提供)の変更がないため、現在と同じサービスを受けることができますが、要支援1・2の方への介護サービスの提供方法が多様化します。

具体的には、要支援1・2の方への訪問介護・通所介護のサービスが、新しい介護予防・日常生活支援総合事業のサービスに位置付けられ、介護サービス事業者以外の事業者やボラ

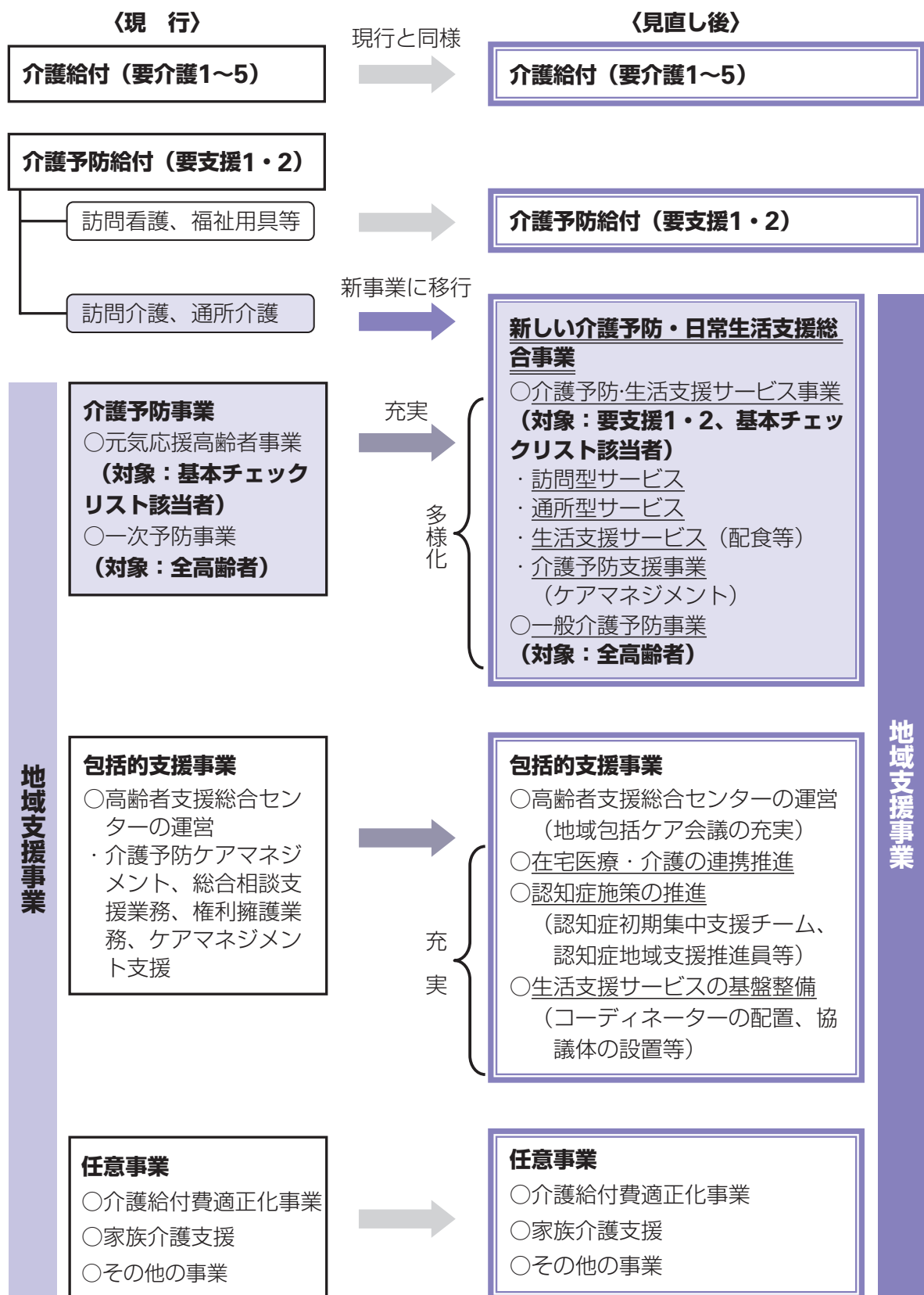
ンティアが提供するサービスの中からも選択できるようになります。

今後、サービス内容や単価、サービスの利用方法について、介護サービス事業者や社会福祉協議会、シルバー人材センター等と協議し、28年度から事業を開始します。

また、すべての高齢者を対象とした一般介護予防事業や、認知症施策の推進などにも取り組んでいきます。

詳細については、事業の内容がまとまり次第、改めて、区のお知らせや区ホームページなどでお知らせします。

### 介護予防・日常生活支援総合事業の構成



●基本チェックリストは、運動機能、栄養状態、口腔機能、認知機能、閉じこもり状態、うつ症状に関する25項目の質問表です。介護状態の原因となりやすい生活機能の低下について確認することができます。

## 重点的な取組の概要

「墨田区高齢者福祉総合計画・第6期介護保険事業計画」では、墨田区の現状と課題、国等の施策の方針などを踏まえ、次の取組を積極的に進めます。

### ■高齢者の生きがいづくりと介護予防を推進します

高齢者が持つ知識・技術・経験等を生かし、地域の担い手として活躍できるようにするための取組を進めるとともに、高齢者の就労を支援します。また、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」の創設に伴い、新たな介護予防のためのしくみづくりを進めます。

### ■生活支援サービスの充実を図ります

高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア・NPO・民間企業等と協働し、生活支援サービスの充実を図ります。また、新たに生活支援コーディネーターを配置し、地域における社会資源の発掘、サービス提供主体間のネットワークづくりに取り組みます。

### ■地域での支え合いを推進します

高齢者みまもり相談室が、高齢者の生活実態の把握や支援の必要な高齢者の発見等を引き続き実施します。また、地域において見守り活動に関わる人々による見守りネットワークづくりをさらに進めます。

### ■在宅療養高齢者への支援を進めます

医療と介護の両方を必要とする高齢者が自分らしく暮らし続けることができるよう、医療と介護の連携を促進していきます。また、区民が在宅療養に関する情報を的確に入手することができるよう、情報提供のしくみづくりを進めるとともに、医師や医療ソーシャルワーカー、ケアマネジャー、看護師、ホームヘルパーなどの多職種連携による退院支援の充実を図ります。

### ■認知症ケアを推進します

認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービスを提供するためのしくみづくりを進めます。また、認知症サポート医と医療・介護の専門職からなる認知症初期集中支援チームを新たに設置し、認知症高齢者とその家族に対する支援体制の整備を検討します。さらに、認知症の早期発見を進めるため、いつでも気軽に相談できる電話相談を行います。

### ■介護サービスの質の向上や介護人材の確保を図ります

各種研修を実施し、介護職員のスキルアップや意識の向上を図ります。また、事業者に対する実地指導や介護サービス種別ごとの集団指導により、介護サービスの質の向上を図ります。さらに、介護職員が職場で誇りを持って働き続けられるよう支援するとともに、ハローワークなどと連携し、介護人材の確保に努めます。

### ■自分に合った住宅や施設を選ぶことができるしくみづくりを推進します

自分に合った住宅や施設を選ぶことができるよう、住宅や介護・福祉施設の情報を区民にわかりやすく提供します。また、特別養護老人ホームの整備を進めます。

## 介護保険事業の円滑な運営

### ■費用負担の公平化

平成27年度の制度改正により、負担の公平性を確保するため、これまで一律1割であった利用者負担が、一定以上の所得のある方については2割となります。また、低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」に資産要件などを追加します。

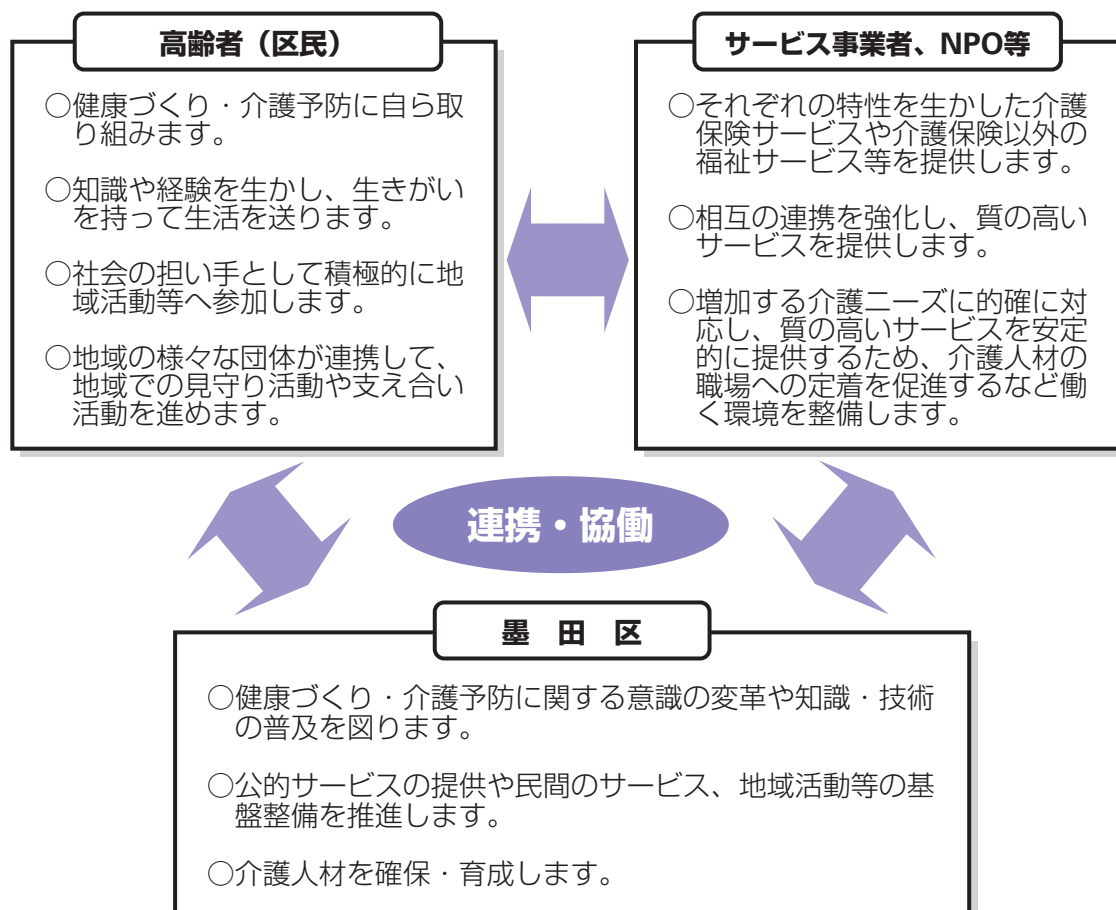
### ■適正な事業運営の確保

介護保険給付の適正化をはじめ、事業者に対する指導・監督、介護保険料収入の確保、サービス事業者および関係機関との連携・協働、介護保険事業運営協議会の開催などを通して、適正な事業運営を確保するために必要な取組を行います。

### ■情報提供の充実

区のお知らせ・パンフレットの活用や介護相談員の活動などにより、高齢者やその家族等に必要な情報をわかりやすく提供し、介護保険制度への理解と適正なサービス利用を促進します。また、高齢者支援総合センターにおける総合相談窓口の充実を図ります。

### 高齢者が自分らしく生活できるまちをめざして連携・協働します



## 第1号被保険者（65歳以上の方）の介護保険料

平成27年度から29年度までの第1号被保険者の介護保険料基準額は、「第5期計画」における介護給付費の推移等を踏まえて、「第6期計画」における介護サービス見込み量と、今後国から提示される介護報酬単価などを基に算定します。

現在、サービス量(暫定値)については見込んでいるものの、介護報酬単価などの算定に必要な数値が未確定であるため、これらの数値が決まり次第、保険料の算定を行うこととしています。

また、世帯全員が区民税非課税の方（保険料所得段階が第1段階から第3段階の方）には、区独自の減免措置に加えて新たに公費を投入するなど、負担の軽減を図ります。

## ご意見をお寄せください

### ■「中間のまとめ」の閲覧

墨田区高齢者福祉総合計画・第6期介護保険事業計画「中間のまとめ」の全文は、高齢者福祉課または介護保険課（いずれも区役所4階）や、区民情報コーナー（区役所1階）で閲覧できます。また、区ホームページでもご覧になれます。

### ■ご意見の提出先

住所・氏名(団体名)・電話番号・ご意見を郵送または、ファクス、Eメールで平成27年1月7日(必着)までに、〒130-8640 高齢者福祉課相談係 ☎5608-6920・FAX5608-6404・✉ KOUREIHUKUSI@city.sumida.lg.jpへ

\*いただいたご意見は、個人情報に配慮したうえで、公表させていただきます。